

第3章

物流のセキュリティと 輸出管理

2001年9月の米国同時多発テロを受けて、米国は、大量破壊兵器関連物資やテロリスト向けの兵器の流入防止に向けたさまざまな措置を打ち出しました。その柱の一つが、国際物流のセキュリティです。

これが、欧州でも広がり、我が国でも取組が強化され、今では国際的な連携が強化されつつあります。そして、我が国の中では、安全保障貿易管理とも密接な関係を有するようになってきています。

国際的な物流セキュリティ強化の取組み

船積み24時間前ルール—事前の貨物や旅客の要注意対象をチェック

2002年米国通商法により、米国向け貨物に関する情報を、米国外の港において船舶に積載する24時間前に、米国関税・国境警備局（CBP）に提出することを義務づける制度が導入されました。2002年12月に発効、2003年2月から運用開始されました。

テロ対策の一環として、米国に輸入される貨物に関する情報を早く入手することだけでなく、今までよりもっと詳細な情報を船積前に入手することによって、米税関のCSIプログラムを支援することを目的としています。

同様の措置は、EU、カナダ、韓国等においても導入されています。我が国でも、平成19年2月から、積荷情報等の事前報告が義務化されています。要請ベースでは、2004年から実施されていたものです。

報告の期限は、対象別に概要以下のようになっています。

① 船舶の場合

第3章 物流のセキュリティと輸出管理

- ・積荷：入港する24時間前まで（日中・日韓航路のように航行時間が短時間の場合は、12時間前等に緩和）
 - ・旅客・乗組員：入港する2時間前まで（同入港時まで緩和）。
- ② 航空機の場合
- ・積荷：航行時間が5時間以上の場合、入港の3時間前まで（航行時間が短い場合は1時間前まで）。
 - ・旅客・乗組員：航行時間が2時間以上の場合、入港の90分前まで（同30分前まで）。

また、平成19年6月には、「輸入混載貨物等に係わる詳細情報の提供要請」ができる規定が整備されました。積荷情報を利用した輸入申告等を大幅に拡充することを念頭に、詳細な輸入情報の入港前事前提出を要請できるというものです。

日米を比べると、我が国の場合は、「入港前」ですが、米国の場合には、「船積前」となっており、水際を貿易相手国側に設定しているのが特色です。

C-TPAT 一優良事業者に対する通関検査上の優遇措置

C-TPATというのは、Customs-Trade Partnership Against Terrorism の略で、米国税関と貿易関係事業者との間で行われるテロ対策のことです。米国税関・国境警備局（CBP）が、一定の基準に基づいて企業等のコンプライアンス（法令遵守）の水準について認定を行い、1～3の階層別に優良と認められた企業等は、一定の優遇措置が与えられ、迅速な通関等が可能になるというものです。法令に基づくものではなく、官民のボランティアベースの協力により行われているものです。

参加対象者は、米国輸入者、通関業者、港湾管理者、運送業者、米国外の製造業者です。現在、1万社以上が参加・申請をしています。

優遇措置としては、

- ① 検査率が低くなること。セキュリティ検査率では6分の1，通関関連では4分の1程度。
- ② 緊急事態やテロ攻撃にあった際には、優先的に貨物がリリースされること。
- ③ 以上を通じて、通関が迅速となり、経済コストの負担も軽くなって、競争力の向上につながります。

実際にどの部分がチェックされるかという点、

- ・物理的なセキュリティ管理（工場等の外周フェンス，出入り口管理，監視カメラ等の有無等）
- ・社内のセキュリティ管理（社員管理，情報管理，セキュリティトレーニング等）
- ・取引先の要件（サプライチェーンの起点において取引先企業が、C-TPAT セキュリティ基準に一致した管理プロセスを行うための支援等）

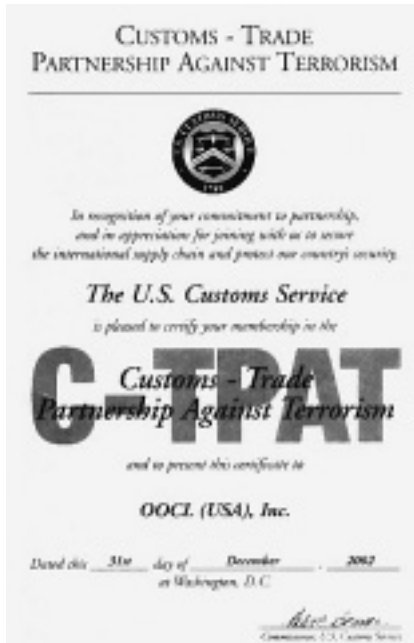
このような点についてのチェックのための実施検査が，海外取引先を含めて行われます。

EUにおいても，2005年5月の関税法改正により，米国と概ね同じ内容の制度が導入され，2008年1月から実施されています（AEO=Authorized Economic Operator）。

そして，米国とEUは，それぞれの制度について相互認証に向けて協議がなされています。これまで，相互の制度・運用の比較等を行ってきましたが，2008年3月に，米国国土安全保障省（CBP）と欧州委員会 TAXUD（税制・関税同盟総局）は，米国のC-TPATと欧州のAEOの相互認証に向けた共通ロードマップの採用を発表しました。

それによれば，引き続き共同検証，対話を継続し，2009年中の相互認証実現を想定しているとのこと。

第3章 物流のセキュリティと輸出管理



<米国 C-TPAT 取得証明書の例>

(出所) 米国 OOCL 社 HP (www.oocl.com)

CSI (コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ)

CSI は、米国に大量破壊兵器関連物資やテロリスト用の兵器が流入することを阻止するために、海外の港湾から米国に向かう海上コンテナを対象に検査を行うというものです。米国同時多発テロの直後である2002年1月から米国でスタートしました。

米国の水際でチェックするだけでなく、米国向けコンテナを出荷する海外港で事前にチェックすることが狙いです。

海外の港に派遣された検査官が、その国と協力して、米国向けや米国経由のコンテナ貨物を対象に、ハイリスクコンテナを抽出し、X線装置や現品検査によって検査するというものです。